

○小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱

令和6年8月30日告示第92号

改正

令和7年4月1日告示第56号

小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項で規定する間接補助金を地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金として交付することについて、国交付要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第5号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、国交付要綱及び規則において使用する用語の例による。

(補助の対象等)

第3条 補助金の種類、補助金の目的、補助対象者、補助対象事業及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助の対象となる者が補助金の交付申請時において納付すべき納期限の到来した市税に未納があるときは、補助金を交付しない。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請者へ通知するものとする。

(変更等の承認)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更承認申請書（様式第3号）に、当該変更等の内容を証する書類を添えて市長に提出し承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りではない。

- (1) 事業所の所在地の変更（市外への移転を除く。）
- (2) 連絡先の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が軽微な変更と認める事項

2 市長は、前項の規定に基づく承認をしたときは、小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下この条において「取得財産等」という。）について、管理するための台帳を備え、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- (2) 取得財産等のうち、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第13条第4号及び第5号の規定に基づき環境大臣が定める処分を制限する財産は、取得財産等の取得価格が単価50万円以上の機械及び機具、備品及びその他の重要な財産とする。
- (3) 適正化法第22条に定める取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間とする。
- (4) 補助事業者は、市長の承認を受けないで、取得財産を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（破棄を含む。）を行ってはならない。
- (5) 補助対象事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助対象事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助対象事業者に納付させることができる。

2 財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。この条において「基準」という。）の例による。

3 基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣又は地方環境事務所長が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条第1項の規定による法定利率により計算した延滞金を徴するものとする。

（交付の決定の取消し）

第8条 市長は、規則第8条第3項及び第15条の規定により交付の決定を取り消したときは、小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金取消通知書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。

（報告等）

第9条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、補助事業者に対し報告をさせ、又は検査を行うことができる。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金実績報告書（様式第6号）に、別表に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付額の確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、その額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の交付時期）

第12条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付額の確定後、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の額の再確定)

第13条 補助事業者は、補助金に関して、違約金、返還金その他交付金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、速やかに第10条の規定に準じ当該経費を減額して作成した実績報告書を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第11条第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第11条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次に掲げる要件に該当したときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 国交付要綱、適正化法、規則及びこの要綱に違反したとき。

2 市長は、規則第8条第3項及び第15条の規定により取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の整備保管)

第15条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について、第7条第3号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

2 前項の規定に基づき保管すべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第5条の規定による交付決定を受けている者に係る第8条及び第13条から第15条までの規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

附 則 (令和7年4月1日告示第56号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定（「令和7年

3月31日」を「令和8年3月31日」に改める部分に限る。)は、公表の日から施行する

別表（第3条、第4条関係）

（1）自家消費型太陽光発電設備（P P A事業用）

補助金の目的		P P Aによる太陽光発電設備の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と、それに伴う再生可能エネルギーの利用促進を目的とする。
補助対象者		P P A事業者（需要家に対してP P Aにより電気を提供する事業者）
補助対象事業		自家消費型太陽光発電設備をP P Aにより設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別紙2の2. ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量の計測器等が設置されること。 3 市内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		7万円／kW（家庭用として住宅等に設置されるもの）（上限35万円） 5万円／kW（事業用として事業所に設置されるもの）（上限500万円）
交付 申請書	様式	様式第1号
	提出 期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付	1 事業計画書（様式第1号別紙1）

	書類	2 申請者の登記事項証明書の写し 3 補助対象設備の見積書の写し 4 太陽光発電設備の設置に係る誓約書（様式第1号別紙3） 5 PPA事業実施に係る承諾書（様式第1号別紙5） 6 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
実績 報告書	様式	様式第6号
	提出 期限	交付申請をする日の属する年度の2月末まで
	添付 書類	1 実績報告書個票（太陽光発電設備） 2 施行前後の写真 3 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し 4 系統連系契約を証明する書類の写し 5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(2)蓄電池（P P A事業用）

補助金の目的		P P Aによる太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と、それに伴う再生可能エネルギーの利用促進を目的とする。
補助対象者		P P A事業者（需要家に対してP P Aにより電気を提供する事業者）
補助対象事業		（1）の付帯設備として蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2の2．ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。 2 市内に設置されるものであること。 3 平時において充放電を繰り返すことを前提としたものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 4 次の価格以下の蓄電システムであること。 家庭用（20 k W h 未満）：14.1万円／k W h 業務用（20 k W h 以上）：16.0万円／k W h 5 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		家庭用：補助対象経費の1／3（上限25万円） 業務用：補助対象経費の1／3（上限40万円） （千円未満切捨て）
交付 申請書	様式	様式第1号
	提出 期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで

	添付書類	1 事業計画書（様式第 1 号別紙 2） 2 補助対象設備の見積書の写し 3 蓄電池の設置に係る誓約書（様式第 1 号別紙 4） 4 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
実績 報告書	様式	様式第 6 号
	提出 期限	交付申請をする日の属する年度の 2 月末まで
	添付 書類	1 実績報告書個票（蓄電池） 2 施行前後の写真 3 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し 4 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(3) 自家消費型太陽光発電設備（自己所有者用）

補助金の目的		自己所有型による太陽光発電設備の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と、それに伴う再生可能エネルギーの利用促進を目的とする。
補助対象者		住宅等又は事業所に太陽光発電設備を設置する者
補助対象事業		自家消費型太陽光発電設備を自己所有により設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2の2. ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 2 太陽光発電設備の発電電力量の計測器等が設置されること。 3 市内に設置されるものであること。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		7万円／kW（家庭用として住宅等に設置されるもの）（上限35万円） 5万円／kW（事業用として事業所に設置されるもの）（上限500万円）
交付 申請書	様式	様式第1号
	提出 期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで
	添付 書類	1 事業計画書（様式第1号別紙1） 2 補助対象設備の見積書の写し 3 太陽光発電設備の設置に係る誓約書（様式第1号別紙3） 4 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

実績 報告書	様式	様式第 6 号
	提出 期限	交付申請をする日の属する年度の 2 月末まで
	添付 書類	1 実績報告書個票（太陽光発電設備） 2 施行前後の写真 3 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し 4 系統連系契約を証明する書類の写し 5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(4)蓄電池（自己所有者用）

補助金の目的		自己所有型による太陽光発電設備に係る蓄電池の整備費用の一部を補助することにより、太陽光発電設備の更なる普及と、それに伴う再生可能エネルギーの利用促進を目的とする。
補助対象者		住宅等又は事業所に蓄電池を設置する者
補助対象事業		（3）の付帯設備として蓄電池を設置する事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 1 国実施要領別紙2の2. ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。 2 市内に設置されるものであること。 3 平時において充放電を繰り返すことを前提としたものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 4 次の価格以下の蓄電システムであること。 家庭用（20kWh未満）：14.1万円／kWh 業務用（20kWh以上）：16.0万円／kWh 5 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施する事業でないこと。
補助金額		家庭用：補助対象経費の1／3（上限25万円） 業務用：補助対象経費の1／3（上限40万円） （千円未満切捨て）
交付 申請書	様式	様式第1号
	提出 期限	交付申請をする日の属する年度の1月末まで

	添付書類	1 事業計画書（様式第 1 号別紙 2） 2 補助対象設備の見積書の写し 3 蓄電池の設置に係る誓約書（様式第 1 号別紙 4） 4 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
実績 報告書	様式	様式第 6 号
	提出 期限	交付申請をする日の属する年度の 2 月末まで
	添付 書類	1 実績報告書個票（蓄電池） 2 施行前後の写真 3 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し 4 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）小矢部市長

（申請者）住所又は所在地

ふりがな

氏名又は名称

電話番号

小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付申請書

小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 申請する補助金の種類と交付申請額

補助金の種類	交付申請額
①自家消費型太陽光発電設備（PPA事業用）	円
②蓄電池（PPA事業用） ※①の付帯設備	円
③自家消費型太陽光発電設備（自己所有者用）	円
④蓄電池（自己所有者用） ※③の付帯設備	円
補助申請額合計	円

2 事業期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 本件担当者の氏名、連絡先等（申請者が法人の場合のみ）

担当者所属		電話番号	
担当者氏名		E-Mail	

4 添付書類

①自家消費型 太陽光発電設備 (P P A事業用)	1 事業計画書(様式第1号別紙1) 2 申請者の登記事項証明書の写し 3 補助対象設備の見積書の写し 4 太陽光発電設備の設置に係る誓約書(様式第1号別紙3) 5 P P A事業実施に係る承諾書(様式第1号別紙5) 6 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
②蓄電池 (P P A事業用) ※①の付帯設備	1 事業計画書(様式第1号別紙2) 2 補助対象設備の見積書の写し 3 蓄電池の設置に係る誓約書(様式第1号別紙4) 4 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
③自家消費型 太陽光発電設備 (自己所有者用)	1 事業計画書(様式第1号別紙1) 2 補助対象設備の見積書の写し 3 太陽光発電設備の設置に係る誓約書(様式第1号別紙3) 4 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
④蓄電池 (自己所有者用) ※③の付帯設備	1 事業計画書(様式第1号別紙2) 2 補助対象設備の見積書の写し 3 蓄電池の設置に係る誓約書(様式第1号別紙4) 4 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

同意書

小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金の交付申請に当たり、担当職員が市税の納税状況を税務関係課から報告を求めることに同意します。

氏名 _____

別紙 1

事業計画書（太陽光発電設備）

補助対象設備を設置する建築物の所在地		
補助対象設備を設置する建築物の区分	家庭 ・ 事業所	
工事着工予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	
施工業者	事業者名	
	代表者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	担当者氏名	
太陽光電池モジュール	メーカー名	
	型式	
	台数	
	出力	
パワーコンディショナー	メーカー名	
	型式	
	台数	
	出力	
太陽光発電設備の最大出力	kW (小数点第2位未満切捨て)	
補助金交付申請額 (家庭用：最大出力×7万円) (事業所用：最大出力×5万円)	千円	

【電力消費計画】

太陽光発電設備の容量	kW
年間発電想定量 (A)	kWh
年間自家消費想定量 (B)	kWh
自家消費以外での県内消費想定量 (C)	kWh
自家消費想定割合 (B) + (C) / (A)	%

別紙 2

事業計画書（蓄電池）

補助対象設備を設置する 建築物の所在地		
補助対象設備を設置する 建築物の区分	家庭 ・ 事業所	
工事着工予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	
施工業者	事業者名	
	代表者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	担当者氏名	
蓄電池	メーカー名	
	型式	
	台数	
	蓄電容量（A）	kWh （小数点第2位未満切捨て）
補助対象経費	設備購入費	円（税抜）
	工事費	円（税抜）
	合計（B）	円（税抜）
確認用（B）／（A） ※家庭用：14.1万円／kWh ※業務用：16.0万円／kWh	円／kWh	
補助金交付申請額 （（B）×1／3） ※家庭用：上限25万円 ※業務用：上限40万円	円 （千円未満切捨て）	

太陽光発電設備の設置に係る誓約書

小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金（自家消費型太陽光発電設備）の交付を受けるにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 補助対象設備によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させること。
- 2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。
- 3 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める継続供給（自己託送）を行わないこと。
- 4 再エネ特措法に基づく資源エネルギー庁が定める事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。
- 5 次の各号をすべて遵守していること。
 - （1） 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
 - （2） 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計及び施工を行うこと。
 - （3） 防災、環境保全及び景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。
 - （4） 再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について（2017年7月14日付け資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）に規定する「一の場所」に設置される分割案件でないこと。
 - （5） 20kW以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称、代表者氏名、住所及び連絡先電話番号、保守点検責任者の名称、氏名、住所及び連絡先電話番号、運転開始年月日並びに本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。
 - （6） 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査及び報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試

験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。

(7) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。

(8) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

(9) 防災、環境保全又は景観保全の観点から、計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止、自然破壊及び近隣への配慮を行うよう努めること。

(10) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（小矢部市の条例等を含む。）の規定を遵守すること。

(11) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体、撤去等に係る廃棄等費用について、資源エネルギー庁が定める廃棄等費用積立ガイドラインを参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。

(12) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。

6 PPAの場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付額がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の5分の4とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「法定耐用年数」という。）終了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

7 リース契約の場合は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。

(2) リース料金から交付金額相当分が控除されていること。

(3) 本事業により導入した設備等について、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

(4) リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで

継続的に使用することを担保すること。

- 8 発電した電力量のうち、30パーセント以上を、申請した住宅又は事業所の敷地内で自ら消費すること。ただし、事業所用については、自ら消費する電力量を含めて50%以上を富山県内の需要家が消費すること。
- 9 法定耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、需要家以外に環境価値の取引を行わないこと。
- 10 補助対象設備について、本補助金の他に、国及び自治体等の負担又は補助を受けていないこと。
- 11 法定耐用年数を経過するまでの間、補助の目的に沿って設備を活用できる見込みがあること。

年 月 日

申請者氏名 (法人にあっては名称)	
代表者名 (法人のみ)	

蓄電池の設置に係る誓約書

小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金（蓄電池）の交付を受けるにあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。
- 2 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- 3 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- 4 家庭用は「14.1万円／kWh」、業務用は「16.0万円／kWh」の価格以下の蓄電システムであること。
- 5 PPAの場合、PPA事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の4/5とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること、及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

【業務用蓄電池（20kWh以上）：6を満たすこと】

- 6 砺波地域消防組合火災予防条例（平成23年3月29日条例第34号）で定める安全基準の対象火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

【家庭用蓄電池（20kWh未満）は7から12までの全てを満たすこと】

- 7 蓄電池パッケージ
 - （1）蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであることであること。
- ※ 初期実効容量は、JEM規格で定義された初規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。
- ※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。
- 8 性能表示基準
 - 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示

は次のものをいう。

(1) 初期実効容量

製造業者が指定する工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること。）。

(2) 定格出力

認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW又はMWのいずれかとする。

(3) 出力可能時間の例示

- ① 複数の運転モードを持ち、各モードでの最大の連続出力（W）と出力可能時間（h）の積で規定される容量（Wh）が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。この場合における出力の値は、製造事業者指定の値でよい。
- ② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW又はMWのいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW又はMWのいずれかとする。

(4) 保有期間

交付金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起を行うこと。

(5) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、

蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

(6) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

9 蓄電池部安全基準

(1) リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」又は「IEC62619」に準拠したものであること。

※ 平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品とみなす。

(2) リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成26年4月14日消防庁告示第10号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

10 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムに限る。）

(1) 蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠したものであること。

※ 「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

※ 平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

11 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムに限る。）

(1) 蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

12 保証期間

(1) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※ JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

年 月 日

申請者氏名 (法人にあっては名称)	
代表者名 (法人のみ)	

年 月 日

(あて先) 小矢部市長

所有者 住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

P P A 事業実施に係る承諾書

私が所有する次の（家庭・事業所）に、補助金交付申請者が小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金を受けて次の設備を設置することを承諾します。また、申請者の申請内容及び交付に係る要件について協議し、同意していることを報告します。

(家庭・事業所) の所在地	
補助金交付申請者	住所又は所在地 氏名又は名称 電話
設置する設備	☐ 太陽光発電設備（法定耐用年数：17年） ☐ 蓄電池（法定耐用年数：6年）
設置する期間	

様式第2号（第5条関係）

小矢部市指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金については、小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき次のとおり決定したので、通知する。

年 月 日

小矢部市長

1 交付する。（交付しない。）

交付決定額 金 円

（1） 補助金の交付決定を受けた者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、補助金の交付決定を受けた後、5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について第7条第1項第3号で定める処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。

（2） 市長は、小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱第9条の定めるところにより、補助金の交付決定を受けた者の不正等を理由として、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて既に交付された補助金の返還を命じるものとする。

2 交付しない理由

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（あて先）小矢部市長

（申請者）住所又は所在地
ふりがな
氏名又は名称
電話番号

小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金
変更承認申請書

年 月 日付け小矢部市指令 第 号により交付決定を
受けた小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金につい
て、次のとおり変更の承認を受けたいので申請します。

1 補助金の種類と変更申請額

補助金の種類	交付決定額（A）	変更申請額（B）	差引（＝B－A）
	円	円	円
合計	円	円	円

※ 変更後の事業計画（様式第3号別紙1、様式第3号別紙2）を添付する
こと。

2 変更理由

3 変更後の事業期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

4 本件担当者の氏名、連絡先等（申請者が法人の場合のみ）

担当者所属		電話番号	
担当者氏名		E-Mail	

別紙 1

変更事業計画書（太陽光発電設備）

変更後計画

補助対象設備を設置する建築物の所在地		
補助対象設備を設置する建築物の区分	家庭 ・ 事業所	
工事着工予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	
施工業者	事業者名	
	代表者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	担当者氏名	
太陽光電池モジュール	メーカー名	
	型式	
	台数	
	出力	
パワーコンディショナー	メーカー名	
	型式	
	台数	
	出力	
太陽光発電設備の最大出力	kW (小数点第2位未満切捨て)	
補助金交付申請額 (家庭用：最大出力×7万円) (事業所用：最大出力×5万円)	千円	

【電力消費計画】

太陽光発電設備の容量	kW
年間発電想定量 (A)	kWh
年間自家消費想定量 (B)	kWh
自家消費以外での県内消費想定量 (C)	kWh
自家消費想定割合 (B) + (C) / (A)	%

別紙 2

変更事業計画書（蓄電池）

変更後計画

補助対象設備を設置する建築物の所在地		
補助対象設備を設置する建築物の区分	家庭 ・ 事業所	
工事着工予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	
施工業者	事業者名	
	代表者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	担当者氏名	
蓄電池	メーカー名	
	型式	
	台数	
	蓄電容量 (A)	kWh (小数点第2位未満切捨て)
補助対象経費	設備購入費	円 (税抜き)
	工事費	円 (税抜き)
	合計 (B)	円 (税抜き)
確認用 (B) / (A) ※家庭用: 14.1万円 / kWh ※業務用: 16.0万円 / kWh	円 / kWh	
補助金交付申請額 ((B) × 1 / 3) ※家庭用: 上限25万円 ※業務用: 上限40万円	千円 (千円未満切捨て)	

様式第4号（第6条関係）

小矢部市指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称

小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金
変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金変更承認申請については、次のとおり承認することを決定したので、小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知する。

年 月 日

小矢部市長

1 変更内容

2 変更交付決定額 金 円

様式第5号（第8条関係）

小矢部市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称

小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金
取消通知書

年 月 日付け小矢部市指令 第 号で交付決定した小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金については、小矢部市補助金交付規則の規定に基づき、取り消したため、下記のとおり通知する。

年 月 日

小矢部市長

1 取消の理由

2 交付金額 金 円

3 交付決定取消額

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

（宛先）小矢部市長

（申請者）郵便番号
住所又は所在地
氏名又は名称
電話番号

小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金
実績報告書

年 月 日付け小矢部市指令 第 号で補助金交付決定
を受けた小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業が完了し
たので、必要書類を添えて次のとおり報告します。

1 補助金実績額

補助金の種類	補助金実績額
	円
	円
実績額合計	円

2 本件担当者の氏名、連絡先等（申請者が法人の場合のみ）

担当者所属		電話番号	
担当者氏名		E-Mail	

3 添付書類

①自家消費型 太陽光発電設備 (P P A事業用)	1 実績報告書個票(太陽光発電設備) 2 施工前後の写真 3 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し 4 系統連携契約を証明する書類の写し 5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
②蓄電池 (P P A事業用) ※①の付帯設備	1 実績報告書個票(蓄電池) 2 施工前後の写真 3 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し 4 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
③自家消費型 太陽光発電設備 (自己所有者用)	1 実績報告書個票(太陽光発電設備) 2 施工前後の写真 3 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し 4 系統連携契約を証明する書類の写し 5 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
④蓄電池 (自己所有者用) ※③の付帯設備	1 実績報告書個票(蓄電池) 2 施工前後の写真 3 補助対象設備の設置に係る領収書等の写し 4 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

＜振込先口座＞

金融機関等 の名称	銀行・金庫 農協		支店 支所
預金種目	普通・当座	口座番号	
(フリガナ) 口座名義			

別紙 1

重点対策加速化事業補助金実績報告書・個票（チェックリスト）

【自家消費型太陽光発電設備】

【基本情報】

補助対象設備を設置する建築物の所在地			
補助対象設備を設置する建築物の区分		家庭 ・ 事業所	
工事着工日		年 月 日	
工事完了日		年 月 日	
施工業者	事業者名		
	代表者氏名		
	所在地		
	電話番号		
	担当者氏名		
太陽光電池モジュール	メーカー名		
	型式		
	台数		
	出力		
パワーコンディショナー	メーカー名		
	型式		
	台数		
	出力		
太陽光発電設備の最大出力		kW (小数点第2位未満切捨て)	
サービス料総額 ※PPAの場合のみ	補助金控除前 (A)	円	
	補助金控除後 (B)	円	
	差引 (= B - A)	円	
補助金交付申請額 (家庭用：最大出力 × 7 万円) (事業所用：最大出力 × 5 万円)		円	

【電力消費計画】

太陽光発電設備の容量	kW
年間発電想定量 (A)	kWh
年間自家消費想定量 (B)	kWh
自家消費以外での県内消費想定量 (C)	kWh
自家消費想定割合 (B) + (C) / (A)	%

別紙 2

重点対策加速化事業補助金実績報告書・個票（チェックリスト）

【蓄電池】

【基本情報】

補助対象設備を設置する 建築物の所在地		
補助対象設備を設置する 建築物の区分	家庭 ・ 事業所	
工事着工予定日	年 月 日	
工事完了予定日	年 月 日	
施工業者	事業者名	
	代表者氏名	
	所在地	
	電話番号	
	担当者氏名	
蓄電池	メーカー名	
	型式	
	台数	
	蓄電容量 (A)	kWh (小数点第2位未満切捨て)
補助対象経費	設備購入費	円 (税抜き)
	工事費	円 (税抜き)
	合計 (B)	円 (税抜き)
確認用 (B) / (A) ※家庭用：14.1万円 / kWh ※業務用：16.0万円 / kWh	円 / kWh	
補助金交付申請額 ((B) × 1 / 3) ※家庭用：上限25万円 ※業務用：上限40万円	円 (千円未満切捨て)	

様式第7号（第11条関係）

小矢部市指令 第 号

住所又は所在地
氏名又は名称

小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金
額の確定通知書

年 月 日付け小矢部市指令 第 号で交付決定した小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金については、小矢部市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付要綱第11条の規定により交付額を 円に確定する。

年 月 日

小矢部市長